

## 資料 2

# 令和 5 年度事業計画

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 東京都介護福祉士会

「公益社団法人東京都介護福祉士会定款」第 4 条に定める次の事業

- (1) 介護福祉士の知識及び技術向上のための研修及び育成事業
- (2) 介護の実態及び技術等の介護福祉に関する調査研究に関する事業
- (3) 介護人材養成研修及び現任研修事業
- (4) 介護従事者等に対する介護相談及び情報提供等の介護福祉の普及啓発事業
- (5) 介護福祉を通じて、東京都民の社会福祉の増進や権利擁護に資する事業
- (6) 公益社団法人日本介護福祉士会との連絡調整及びその事業への協力に関する事業
- (7) 福祉サービス第三者評価事業
- (8) その他公益目的を達成するために必要な事業

その他公益目的を達成するために必要な事業を行うため、以下の事業を実施する。

### (1) 介護福祉士の知識及び技術向上のための研修及び育成事業

#### (ア) 介護福祉士基本研修

公益社団法人日本介護福祉士会が介護福祉士の生涯研修体系の中に位置付けている基本研修を、「介護過程の展開」を中心とした内容で、介護福祉士資格取得後 2 年未満の初任者を対象として実施する。

#### (イ) ファーストステップ研修

公益社団法人日本介護福祉士会として取り組むべき研修の位置付けで行うものであり、小規模チームのリーダーや初任者等の指導係を任用することが期待できるレベルの、視点や技術を有する職員を養成することを目的として実施する。（1 時間を 45 分換算とする）

#### (ウ) 認定介護福祉士養成研修

介護福祉士を取得後も継続的な教育機会を提供し、資質の向上、社会的な要請に応じていくことを目的とした認定介護福祉士養成研修を令和 6 年度から全科目実施するために、未申請の各科目の講師登録を進めていく。

#### (エ) 実務者研修教員講習会

3 年以上の実務経験を有する者が介護福祉士国家試験を受験するために受講が必須となる実務者研修（450 時間）の円滑な実施に資するため、その教員養成を目的とした講習会を実施する。

#### (オ) 介護福祉士実習指導者講習会

厚生労働省が定める養成カリキュラムの中の実習は実習指導者資格が必須となっているため、介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習」を指導する社会福祉施設等の実習指導者を対象に、必要な専門的知識及び教育方法の習得、資格要件を付与すること等を目的として本研修を実施する。

#### (カ) サービス提供責任者研修

介護保険の訪問介護サービスにおけるサービス提供責任者の役割は非常に重要である。在宅での介護の需要が増える中、適切に役割を果たせるサービス提供責任者を養成するため、本研修を実施する。

(キ)多職種連携研修会

介護福祉士と他職種との連携は重要な課題である。医療職やリハビリ職等の職種の役割を理解しながら、地域ケア会議やサービス担当者会議等において適切に情報の発信や発言ができる人材の育成を目的として本研修を実施する。

(2) 介護の実態及び技術等の介護福祉に関する調査研究に関する事業

(ア)調査・研究事業

根拠のある介護を実践するためには、介護福祉士自らが調査・研究を行い、介護を取り巻く社会の事象や、介護行為の有効性を明らかにしていくことが重要である。介護に関する現状を把握するための調査、介護の質向上のための研究等を、外部助成金等の競争的研究資金の活用も視野に入れて検討・実施する。これらについては、各事業部等にて計画を策定し、実施する。

(3) 介護人材養成研修及び現任研修事業

(ア)一般研修

介護職のスキルアップを目的として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設サービスや訪問介護、デイサービス等の在宅サービスに従事する者を対象に、介護職としての職業倫理、介護過程、認知症ケア、介護技術、レクリエーション、コミュニケーション、障害者支援、最新の介護保険法や関連法、高齢者や障害者の医療知識、業務に必要な記録などの研修会を実施する。

(イ)外国人材と協働するための研修

外国人介護職員が働く事業所が増えている昨今、文化や習慣の違い、適切なコミュニケーションの方法について学び、外国人介護人材とより良く協働していくための方法を学ぶため本研修を実施する。

(ウ)全国一斉模擬試験

介護の専門職を育成することを目的とし、介護福祉士受験予定者を対象に模擬試験を実施する。

(4) 介護従事者等に対する介護相談及び情報提供等の介護福祉の普及啓発事業

(ア)ニュース発行（発行：年4回、うち紙面版年4回・Web版年2回）

会の活動である研修、イベント、地域ブロック活動の周知と活動報告、政策動向に関する情報提供等、会員に発信し、会員の自己研鑽やスキルアップを図る。また、会員の寄稿や施設・事業所の職場紹介などを通じ、会員相互の交流や介護従事者の入会の促進につなげる。さらに、研修会で会員以外の受講者にニュースを配布、介護のイベントなどで一般都民に配布し、広く介護の啓発活動に貢献していく。

(イ)講師派遣

他団体からの依頼に応じて、職場内研修や家族介護者への介護指導など介護福祉に関する研修に対し、会員を講師として派遣する。同時に、現任職員を対象とした講師養成研修を実施し、会員のスキルアップと知識や技術を伝えられる人材の育成を図る。

(ウ)国際協力活動

国際事業部は、日本で就労する外国人介護職の支援、留学生（介護福祉士養成校）に対する支援、その他介護福祉士の国際協力に関する事項等について検討、支援を行うものである。その為に、研修・交流会・国際協力セミナー等を実施する。

(5) 介護福祉を通じて、東京都民の社会福祉の増進や権利擁護に資する事業

(ア) 介護の日啓発活動等

広く都民に「福祉の仕事の魅力、やりがい」をアピールすることにより、福祉・介護人材の増加、福祉・介護従事者の社会的評価の向上を図る。また、介護についての意見などを発信していくため、公的機関からの派遣依頼を受け各種委員会に委員を派遣する。

(イ) 地域ブロック活動

介護福祉士として、専門的スキルを研鑽し、専門職相互の連携を図り、地域福祉の増進と後継者育成に努めることを目的に、各区市町村又は地区において会員のみならず関係機関や介護に興味をもつ方たちの交流を深め、職域を超えた支え合いや地域特性を生かした活動を行う。現在、町田市介護福祉士会、杉並区介護福祉士会、八王子ブロック、西東京ブロック、調布ブロック、大田ブロックが活動している。

(ウ) 障害福祉部

障害分野に従事する介護福祉士が、相互の連携を図り、障害児者の福祉の増進や権利擁護に資する取り組みを推進することを目的に、研修・交流等の活動を実施する。

(エ) 青年部の活動

次世代を担う会員が集い、新しい取り組みや、勉強会、介護福祉士と多様な主体との連携活動などを通じて、介護福祉士会の未来を模索する活動を行う。また、養成校や学生などとの連携活動を通じて、未来の介護福祉士たちが業界への未来を感じられるための活動を行う。

(オ) 介護認定審査会委員の派遣

東京都の区市町村からの依頼により、医療、保健と並び、福祉に関する学識経験を有する者として会員を介護認定審査会の審査委員に派遣する。一次判定結果をもとに、認定調査員の調査結果と医師の意見書に記載された内容に基づき認定を行い、介護福祉士としての専門知識と実務経験に基づいて意見を述べる。

(カ) 障害支援区分判定審査会委員の派遣

東京都内の区市町村からの依頼により、医療、保健と並び、福祉に関する学識経験を有する者として会員を障害支援区分判定審査会の審査委員として派遣する。介護福祉士としての専門知識に基づいて、介護給付に係る障害支援区分に関する審査及び判定、市町村の支給要否決定にあたり意見を述べる。

(6) 公益社団法人日本介護福祉士会との連絡調整及びその事業への協力に関する事業

(ア) 介護福祉士全国一斉模擬試験の作問及び編集

公益社団法人日本介護福祉士会からの受託により、介護福祉士国家試験受験予定者を対象とした模擬試験の作問及び編集を、過去の国家試験の出題傾向や介護福祉に関する制度政策や実践研究等の動向を踏まえながら行う。

(イ) 介護職種の技能実習指導員講習

公益社団法人日本介護福祉士会からの受託により、施設等において介護職種の技能実習に携わる技能実習指導員を養成するための講習を行う。

(ウ) パートナー協定

公益社団法人日本介護福祉士会とのパートナー協定により、正会員からの年会費収受等の業務を委託する等、相互の各種事業に対して連携・協力する。

(7) 福祉サービス第三者評価事業

(ア) 第三者評価事業

東京都福祉サービス第三者評価の評価機関としての認証を受け、都内の事業所に対して第三者評価事業を実施し、介護サービスの質の向上等に資する取り組みを推進する。なお、安定的な事業実施に向けて、評価者養成研修の候補者を養成する。

(8) その他公益目的を達成するために必要な事業

(ア) 災害対策事業

公益社団法人日本介護福祉士会と連携しながら、災害時に介護福祉士が担う役割を確立する。東京都との提携により、東京都内被災時のマニュアル作成とボランティアスタッフの育成を行う。